

| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|----------------------|---|---|
| P1 | <p>◆信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。<u>なお、当社は信用取引による売買を「制度信用取引」のみの取扱いとさせていただきます。</u></p> | <p>◆信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります<u>ので、ご注意ください。</u></p> |
| P4 制度信用取引の仕組みについて | <p><u>制度信用取引の仕組みについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。 | <p>信用取引の仕組みについて</p> <p><u>○制度信用取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。 |
| P5 制度信用取引の仕組みについて | <ul style="list-style-type: none"> ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。 <p>(下線部追加)</p> <p>信用取引に係る金融商品取引契約の概要</p> <p>当社における信用取引については、以下によります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。 <p><u>○一般信用取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券を対象としますが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、<u>一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</u> ・一般信用取引ができる銘柄は、株券であれば、上場廃止基準に該当した銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものとなります。なお、<u>金融商品取引所が売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。</u> ・一般信用取引の返済期限は原則3年とし、<u>3年を超えて一般信用取引を行うことはできません。</u> ・一般信用取引における品貸料、返済期限および金利は、その時々^の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります(※)。また、品貸料および金利は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、<u>一般信用取引を利用されるお客様は当社ウェブサイトでご確認ください。</u> <u>(※) その額は、その時々^の金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。</u> ・一般信用取引によって売買している株券について株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によるこ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|-------|---------------------------|------|---------------------------------------|----------|-----------------------------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|---|---|-------|---|-------|---------------------------|------|--|----------|-----------------------------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|---|
| | | <p>ととなりますので、この点についても、事前に当社ウェブサイトでご確認くださいませようお願いいたします。</p> <p>・一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社ウェブサイトでご確認くださいませようお願いいたします。</p> <p>・一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。</p> <p>信用取引に係る金融商品取引契約の概要 当社における信用取引については、以下によります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>P6 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等</p> | <p>・信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。</p> | <p>・信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、<u>制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。</u>なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>P7 当社の概要</p> | <table border="1" data-bbox="245 733 1161 1260"> <tr> <td>商 号 等</td> <td>S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資 本 金</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>主 な 事 業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設 立 年 月</td> <td>平成21年6月</td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td> 0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00）</td> </tr> </table> | 商 号 等 | S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号 | 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 | 加入協会 | 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会 | 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | 資 本 金 | 100億円 | 主 な 事 業 | 金融商品取引業 | 設 立 年 月 | 平成21年6月 | 連 絡 先 |  0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00） | <table border="1" data-bbox="1225 733 2145 1260"> <tr> <td>商 号 等</td> <td>S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、<u>一般社団法人第二種金融商品取引業協会</u></td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資 本 金</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>主 な 事 業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設 立 年 月</td> <td>平成21年6月</td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td> 0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00）</td> </tr> </table> | 商 号 等 | S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号 | 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 | 加入協会 | 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人第二種金融商品取引業協会</u> | 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | 資 本 金 | 100億円 | 主 な 事 業 | 金融商品取引業 | 設 立 年 月 | 平成21年6月 | 連 絡 先 |  0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00） |
| 商 号 等 | S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入協会 | 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資 本 金 | 100億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 な 事 業 | 金融商品取引業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 立 年 月 | 平成21年6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連 絡 先 |  0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商 号 等 | S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入協会 | 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人第二種金融商品取引業協会</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資 本 金 | 100億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 な 事 業 | 金融商品取引業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 立 年 月 | 平成21年6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連 絡 先 |  0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>P13</p> | <p>この書面では、お客様が当社との間で日興イーリートレードを利用した信用取引（以下「日興イーリートレード信用取引」といいます。）を行う際の重要な取り決め、当社独自の取り扱い、その他お客様が留意すべき事項等について具体的にご説明します。</p> | <p>この書面では、お客様が当社との間で日興イーリートレードを利用した信用取引（<u>制度信用取引と一般信用取引の両方</u>を含み、以下「日興イーリートレード信用取引」といいます。）を行う際の重要な取り決め、当社独自の取り扱い、その他お客様が留意すべき事項等について具体的にご説明します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| <p>P16 基本的事項</p> | <p>④ 取扱市場、取扱銘柄 東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証 J A S D A Q 含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の信用銘柄および貸借銘柄のうち、日興イーリートレードで取扱いが可能な銘柄が対象となります。ただし、各金融商品取引所等の規制、または、当社独自の判断により取引できない銘柄もあります。</p> | <p>④ 取扱市場、取扱銘柄 東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証 J A S D A Q 含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の <u>上場銘柄</u>のうち、日興イーリートレードで取扱いが可能な銘柄が対象となります。ただし、各金融商品取引所等の規制、または、当社独自の判断により取引できない銘柄もあります。</p> |
| <p>P20 (1) 取引注文に関して</p> | <p>① 取引市場・取扱銘柄 日興イーリートレード信用取引で取扱う銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証 J A S D A Q 含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の <u>上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたもの</u>のうち、日興イーリートレードの取扱対象銘柄となります。制度信用銘柄の「貸借銘柄」は信用新規買い注文・売り注文ともに行なえますが、「信用銘柄」は信用新規買い注文のみ行なえます。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。</p> <p>② 信用新規注文 日興イーリートレード信用取引による新規建ては、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。この「新規建可能額」は、「信用余力÷保証金率」と「現金信用余力÷現金保証金率」のうち小さい方の金額となり、発注可能な建玉金額（約定代金）の限度額を示しております。</p> <p>※国内の金融商品取引所に上場する外国株券等の信用取引においては、返済で現引・現渡を行う場合に外国証券取引口座が必要になることから、信用新規注文を行う前に、あらかじめ外国証券取引口座を開設しておく必要があります。</p> <p>③ 信用返済注文 建玉は所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください。）までに反対売買または現引もしくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただくことができます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対売買 反対売買とは、買建玉は売り返済、売建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず取引いただけますが、新規建てを行った市場以外では行えません。 ・現引 現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。現引は、当社が定める買付可能額ルール の範囲内でお受けさせていただきます。※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。 <p>なお、約定済となった現引注文のお取消しはできませんのでご注意ください。 (約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現渡 現渡とは、貸付株券に現物株式を充当することを指します。 | <p>① 信用取引の種類 当社は、「<u>制度信用取引</u>」と「<u>一般信用取引</u>」の両方を取扱います。一般信用取引は <u>ダイレクトコースで信用取引に関する書面の電磁的交付・差入れに同意されているお客様のみ</u>お取引できます。制度信用取引と一般信用取引では取扱銘柄が異なるほか、同一銘柄であっても、返済期限などの取扱いが異なりますので、ご注文に際しては <u>制度信用取引であるか一般信用取引であるかの信用取引の種類を確認いただきます</u>。なお、一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。</p> <p>② 取引市場・取扱銘柄 日興イーリートレード信用取引で取扱う銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証 J A S D A Q 含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の <u>上場銘柄のうち、日興イーリートレードの取扱対象銘柄</u>となります。制度信用取引では制度信用銘柄の「貸借銘柄」は信用新規買い注文・売り注文ともに行なえますが、「信用銘柄」は信用新規買い注文のみ行なえます。また、一般信用取引では <u>取扱銘柄に対して信用新規買い注文のみ行なえます</u>。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。</p> <p>③ 信用新規注文 日興イーリートレード信用取引による新規建ては、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。この「新規建可能額」は、「信用余力÷保証金率」と「現金信用余力÷現金保証金率」のうち小さい方の金額となり、発注可能な建玉金額（約定代金）の限度額を示しております。</p> <p>※国内の金融商品取引所に上場する外国株券等の信用取引においては、返済で現引・現渡を行う場合に外国証券取引口座が必要になることから、信用新規注文を行う前に、あらかじめ外国証券取引口座を開設しておく必要があります。</p> <p>④ 信用返済注文 建玉は所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください。）までに反対売買または現引もしくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただくことができます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対売買 反対売買とは、買建玉は売り返済、売建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず取引いただけますが、新規建てを行った市場 |

現渡は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内でお受けさせていただきます。
現渡をされた場合は、お客様の選択により、その受渡代金全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

・当該現渡注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。

・当該現渡注文の受渡日当日のお預り金残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

なお、約定済となった現渡注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)

※ それぞれの取引可能時間は、当社ウェブサイトでご確認ください。

④ 現物株式取引

・買付注文

現物株式の買付注文の買付可能額は、当社が定める買付可能額ルールの範囲となります。

※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

・売却注文

現物株式の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、受渡代金については、お客様の選択により、全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

・当該売却注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。

・当該売却注文の受渡日当日のお預り残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

⑤ 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更は、受付できません。そのため、発注時に信用・現物の種別を十分留意されたうえでご注文ください。

⑥ 最大建玉金額

お客様の保証金の状況にかかわらず、日興イーリートレード信用取引による同一銘柄の建玉金額は1億円以内、また、全建玉の合計金額は10億円以内となります。

ただし、東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄につきましては、同一銘柄の建玉の合計金額は3千万円以内とします。

東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄において、同一銘柄の建玉金額3千万円を超える建玉をご希望の場合は、お客様とご面談をさせていただいた上で、当社が承認した場合のみ、同一銘柄の建玉金額を1億円以内とします。

以外では行えません。

・現引

現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。

現引は、当社が定める買付可能額ルールの範囲内でお受けさせていただきます。

※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

なお、約定済となった現引注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)

・現渡

現渡とは、貸付株券に現物株式を充当することを指します。

現渡は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内でお受けさせていただきます。

現渡をされた場合は、お客様の選択により、その受渡代金全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

・当該現渡注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。

・当該現渡注文の受渡日当日のお預り金残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

なお、約定済となった現渡注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)

※ それぞれの取引可能時間は、当社ウェブサイトでご確認ください。

⑤ 現物株式取引

・買付注文

現物株式の買付注文の買付可能額は、当社が定める買付可能額ルールの範囲となります。

※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

・売却注文

現物株式の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、受渡代金については、お客様の選択により、全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

・当該売却注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。

・当該売却注文の受渡日当日のお預り残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

⑥ 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更は、受付でき

| | | <p>ません。そのため、発注時に信用・現物の種別を十分留意されたうえでご注文ください。</p> <p>⑦ 最大建玉金額 お客様の保証金の状況にかかわらず、日興イーリートレード信用取引による同一銘柄の建玉金額は1億円以内、また、全建玉の合計金額は10億円以内となります。 ただし、東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄につきましては、同一銘柄の建玉の合計金額は3千万円以内とします。 東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄において、同一銘柄の建玉金額3千万円を超える建玉をご希望の場合は、お客様とご面談をさせていただいた上で、当社が承認した場合のみ、同一銘柄の建玉金額を1億円以内とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|------|----------|------|------|--------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|-----------|------|-------------------------|--|------|------|----------|------|------|--------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|-----------|------|-------------------------|------|------|----------|---------|------|-------------|
| <p>P22 (2) 建玉の決済 期日</p> | <p>① 通常時の決済期日 信用取引により建てた建玉の決済期日は、その約定日の6か月後の応当日（応当日が休日の場合はその前営業日とし、応当日がない場合はその月の末日となります。）となります。ただし、お客様にはこの決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は当社ウェブサイト上で表示いたします。</p> <p>② 決済期日の繰上げ 建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、お客様の建日にかかわらず決済期日は繰上げとなります。なお、お客様には、変更後の決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="232 749 1174 981"> <thead> <tr> <th>実施措置</th> <th>対象銘柄</th> <th>変更後の決済期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場廃止</td> <td>該当銘柄</td> <td>最終売買日の10営業日前</td> </tr> <tr> <td>株式合併</td> <td>被合併会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>株式交換</td> <td>被交換会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>株式移転</td> <td>完全子会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>併合(減資)(※)</td> <td>該当銘柄</td> <td>併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。</p> | 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | 上場廃止 | 該当銘柄 | 最終売買日の10営業日前 | 株式合併 | 被合併会社 | 最終売買日の前営業日 | 株式交換 | 被交換会社 | 最終売買日の前営業日 | 株式移転 | 完全子会社 | 最終売買日の前営業日 | 併合(減資)(※) | 該当銘柄 | 併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日 | <p>① 通常時の決済期日 信用取引により建てた建玉の決済期日は、<u>制度信用取引はその約定日の6か月後の応当日、一般信用取引は原則3年後の応当日</u>（応当日が休日の場合はその前営業日とし、応当日がない場合はその月の末日となります。）となります。ただし、お客様にはこの決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は当社ウェブサイト上で表示いたします。</p> <p>② 決済期日の繰上げ 建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、<u>制度信用取引・一般信用取引の別、また、お客様の建日にかかわらず決済期日は繰上げ</u>となります。</p> <table border="1" data-bbox="1205 749 2156 981"> <thead> <tr> <th>実施措置</th> <th>対象銘柄</th> <th>変更後の決済期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場廃止</td> <td>該当銘柄</td> <td>最終売買日の10営業日前</td> </tr> <tr> <td>株式合併</td> <td>被合併会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>株式交換</td> <td>被交換会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>株式移転</td> <td>完全子会社</td> <td>最終売買日の前営業日</td> </tr> <tr> <td>併合(減資)(※)</td> <td>該当銘柄</td> <td>併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。 一般信用取引においては、お客様の建日にかかわらず、株式分割が実施される場合、決済期日は繰上げとなります。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1133 2156 1208"> <thead> <tr> <th>実施措置</th> <th>対象銘柄</th> <th>変更後の決済期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式分割(※)</td> <td>該当銘柄</td> <td>権利付最終日の前営業日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合（1:2、1:3など）は、建玉を継続する場合があります。</p> <p>いずれの場合でも、お客様には、変更後の決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。</p> | 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | 上場廃止 | 該当銘柄 | 最終売買日の10営業日前 | 株式合併 | 被合併会社 | 最終売買日の前営業日 | 株式交換 | 被交換会社 | 最終売買日の前営業日 | 株式移転 | 完全子会社 | 最終売買日の前営業日 | 併合(減資)(※) | 該当銘柄 | 併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日 | 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | 株式分割(※) | 該当銘柄 | 権利付最終日の前営業日 |
| 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上場廃止 | 該当銘柄 | 最終売買日の10営業日前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式合併 | 被合併会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式交換 | 被交換会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式移転 | 完全子会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 併合(減資)(※) | 該当銘柄 | 併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上場廃止 | 該当銘柄 | 最終売買日の10営業日前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式合併 | 被合併会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式交換 | 被交換会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式移転 | 完全子会社 | 最終売買日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 併合(減資)(※) | 該当銘柄 | 併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施措置 | 対象銘柄 | 変更後の決済期日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式分割(※) | 該当銘柄 | 権利付最終日の前営業日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| <p>P23 (4) 品貸料（逆日歩）</p> | <p>(4) 品貸料（逆日歩） 証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株券の調達費用を、売り方のお客様は買い方のお客様に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、ウェブ等にも掲載されます。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。</p> | <p>(4) 品貸料（逆日歩） 証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株券の調達費用を、売り方のお客様は買い方のお客様に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、ウェブ等にも掲載されます。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。 なお、一般信用取引では品貸料は発生しません。</p> |
| <p>P24 (1) 権利処理</p> | <p>(1) 権利処理 建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。 ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率1：2等） 株式分割の分割比率に応じて、<u>制度信用取引</u>の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。 ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率1：1.5等） 金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。</p> | <p>(1) 権利処理 建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。 ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率1：2等） 株式分割の分割比率に応じて、<u>信用取引（制度信用取引および一般信用取引）</u>の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。 ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率1：1.5等） <u>制度信用取引の場合は、金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。</u> <u>一般信用取引の場合は、権利付最終日の前営業日に期日が繰上げとなります。</u></p> |
| <p>P26 第1条（規程の趣旨）</p> | <p>(1) この規程は、お客様がSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）に申込みされた取引口座において、インターネットを利用して行う信用取引（以下「日興イーजीトレード信用取引」といいます。）に関する取決めです。</p> | <p>(1) この規程は、お客様がSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）に申込みされた取引口座において、インターネットを利用して行う信用取引（<u>制度信用取引と一般信用取引の両方を含み、以下「日興イーजीトレード信用取引」といいます。</u>）に関する取決めです。</p> |
| <p>P26 第4条（対象銘柄）</p> | <p>(1) お客様が日興イーजीトレード信用取引により取引を行なえる銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証JASDAQ含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の上場銘柄で<u>制度信用銘柄として指定されたもの</u>のうち、当社が定めるものとします。</p> | <p>(1) お客様が日興イーजीトレード信用取引により取引を行なえる銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証JASDAQ含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の上場銘柄のうち、当社が定めるものとします。</p> |
| <p>P28 第12条（返済期日）</p> | <p>(2) 建玉の銘柄が、上場廃止・株式合併・株式交換・株式移転・併合（減資）<u>（※）</u>等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。 <u>（※）同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。</u></p> | <p>(2) 建玉の銘柄が、上場廃止・株式合併・株式交換・株式移転・併合（減資）<u>（※1）</u>・<u>株式分割（※2）</u>等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。 <u>（※1）同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。</u> <u>（※2）一般信用取引の建玉に非整数倍の新株式が割り当てられる場合。</u></p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>P28 第 17 条(新株 引受権等の権 利処理)</p> | <p>建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が 付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれ らの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比 率によってその方法が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率 1：2 等） <p>株式分割の分割比率に応じて、<u>制度信用取引</u>の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値 （約定値段）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率 1： 1.5 等） <p>金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。</p> | <p>建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付 与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれら の権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率 によってその方法が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率 1：2 等） <p>株式分割の分割比率に応じて、<u>信用取引（制度信用取引および一般信用取引）</u>の売付け又 は買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率 1： 1.5 等） <p><u>制度信用取引の場合は、金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定 値段）より引き下げます。</u> <u>一般信用取引の場合は権利付最終日の前営業日に期日が繰上げとなります。</u></p> |
|--|---|---|

